



▶ みんなでつくろう無火災のまち！

建物火災による焼死者のうち、約9割が住宅火災によるものです。そのうち半数以上は、65歳以上の高齢者が占めています。火災による被害を増やさないためには、一人一人が「住宅防火」を心がけ、次のポイントに注意しましょう。

被害軽減のための注意点

出火防止

- ・火災を起こさないためには、火の管理をしっかりと行うことが大切です。安全器具を使用し、正しい使用方法を守りましょう。

早期発見

- ・住宅用火災警報器を設置することにより、火災を早期に発見し、逃げ遅れをなくします。

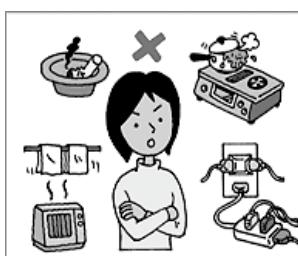
拡大防止

- ・万が一のために防炎物品、住宅用消火器を設置し、火災の拡大防止に備えましょう。

①安全暖房器具や安全調理器具を使用する。



②正しい使用方法、取り扱いをする。



③住宅用火災警報器を設置



④防炎物品や住宅用消火器を設置

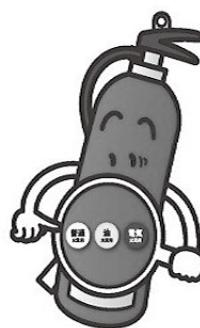


▶ 旧規格の消火器が使えなくなりました！

令和3年12月31日で、旧規格の消火器が型式失効になり使用することができなくなりました。現在使用している消火器が旧規格であれば、すぐに交換が必要です。

旧規格と新規格の違いは、西胆振行政事務組合のホームページにも掲載していますのでご確認ください。ご不明な点は豊浦消防にお問い合わせください。(☎83-2119)

適応火災マークを確認してください！



文字表示の消火器は、
交換が必要です。

絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。

適応火災のマーク



豊浦消防団 (1月1日現在)

消防団本部	9名
第1分団(本町地区)	33名
第2分団(大岸地区)	13名
第3分団(礼文華地区)	19名
定員 85名	計 74名

豊浦町火災・救急発生件数

12月

- 火災件数 0件(累計 3件)
- 救急件数 27件(累計217件)